

公益財団法人高知県国際交流協会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人高知県国際交流協会定款第26条の規定に基づき、役員報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等を支給する役員)

第2条 報酬等を支給することができる役員は次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事（職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例34号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59条）の適用を受ける者を除く。）
- (2) 税理士等の専門知識を有する監事

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事については、高知県の公社等外郭団体の役職員の報酬及び給与に関する調整資料の例により、別表「役員の報酬額」において、支給することができる。

- 2 税理士等の専門知識を有する監事については、年額250,000円を支給することができる。

(報酬の額の日割計算)

第3条の2 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(報酬等の支給時期及び支給方法)

第4条 常勤の理事については、公益財団法人高知県国際交流協会給与規程に基づき支給する。

- 2 税理士等の専門知識を有する監事については、毎年度6月末日までに支給する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

改正後の第 3 条の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された常勤の理事に対する報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（役員の報酬額）

役 職 名	報 酬 年 額	左に対応する報酬月額 及び期末手当
業務執行理事	原則、高知県職員の給与に関する条例の行政職給料表 8 級の職員が受ける給与の 7 割水準の給与を上回らない額	報酬月額 394 千円 期末手当 6 月期 1.40 ヶ月分 12 月期 1.55 ヶ月分